

振動規制法施行規則の規定により市長が指定する区域（平成24年告示第90号）

〔改正〕平成27年4月20日 平成27年告示第122号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域のうち次に掲げる区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- 2 1に掲げる区域以外の区域であって次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域
  - （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - （2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
  - （3）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - （4）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - （5）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - （6）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園